

30年11月30日から新たに  
「2階」も対象とします！



# 横浜市商店街 空き店舗改修事業について

横浜市では、商店街にある空き店舗への対策の一環として、横浜市商店街空き店舗改修事業を実施しています。当事業は、商店街エリア内の店舗兼住宅等で、トイレや出入口の共用などの理由から活用しにくい状態にある物件や、老朽化によって借り手がつかない物件等の所有者に対して、店舗として活用しやすくするための改修費の一部を補助します。

## 商店街内に空き店舗をお持ちの際は、ぜひご活用ください！

【交付申請書類の受付期限】

平成31年2月28日（木）まで（土・日・祝・年末年始を除く）

### 【⚠ 注意事項】

- ◆ 助成金の交付には条件があります。詳細は、ホームページ又は交付要綱をご確認ください。
- ◆ **開業者の募集を1年未満で中止するなど、交付の条件に違反した場合、補助金を返還していただくことがあります。**
- ◆ **開業者（入居者）向けの補助金ではありませんのでご注意ください。**
- ◆ 消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- ◆ 予算額に達した時点で受付を終了します。

## ✚ 補助の概要

【補助対象者】

個人、事業者（中小企業者）で、以下の要件をすべて満たす方が対象となります。ただし、中小企業者のうち、みなし大企業（※）は対象外です。

- **補助対象建築物の所有者である者、かつ改修にあたって商店会の同意を得ている者。**
- 市町村民税等税金を滞納していないこと。
- 暴力団（横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- 暴力団員でないこと。
- 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいないこと。
- 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団に該当しないこと。

※ みなし大企業とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業をいいます。

- (1) 1つの大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- (3) 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

30年11月30日から新たに  
「2階」も対象とします！

【補助対象建築物】

改修する建築物は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 個人又は事業者所有のものであること
- 未登記の建築物でないこと
- 共有者などの関係権利者がいる場合は、関係権利者の全員の同意が得られていること
- 横浜市内の商店街に所在する空き店舗であること（百貨店や駅ビルなど大型商業施設のテナント型店舗は対象外です。）
- 交付申請の日から遡って、閉店後（店舗として使用しなくなったとき）1年以上経過している店舗であること
- 改修後に店舗として使用する階層が1階又は2階であること
- 補助対象となる工事等に、現に着手している建築物でないこと
- 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと



**補助対象経費** 次に掲げる店舗改修工事が対象経費となります

補助対象費	内容
店舗改修費	(1) 店舗部分と住居部分の分離に関する工事 (2) 既存設置物の処分費 (3) 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事等及び当該工事と一体で設置する設備 (4) 設計費

**店舗改修例**

- (1) 出入口・トイレの住居部分との分離工事、壁面等の増設・改修工事等
- (2) 壁・床・天井等改修、補修、スケルトン工事

⚠ 次に掲げるものは補助対象とはなりませんので、ご注意ください！

- 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事、耐震工事等
- 店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事
- 既存設置物を売って対価を得る場合の処分費
- 特定の開業者のための改修工事



**補助限度額・補助率など**

**補助限度額等**

補助限度額	200万円
補助率	1/2

**注意事項**

- 改修工事について、1件が100万円を超える場合は、市内業者2者以上から、1,000万円を超える場合は市内業者5者以上から見積書を徴収し、市内業者へ発注することが条件となります。
- 交付決定前に発生した経費は補助対象となりません。必ず交付決定を受けた後に補助事業を開始してください。

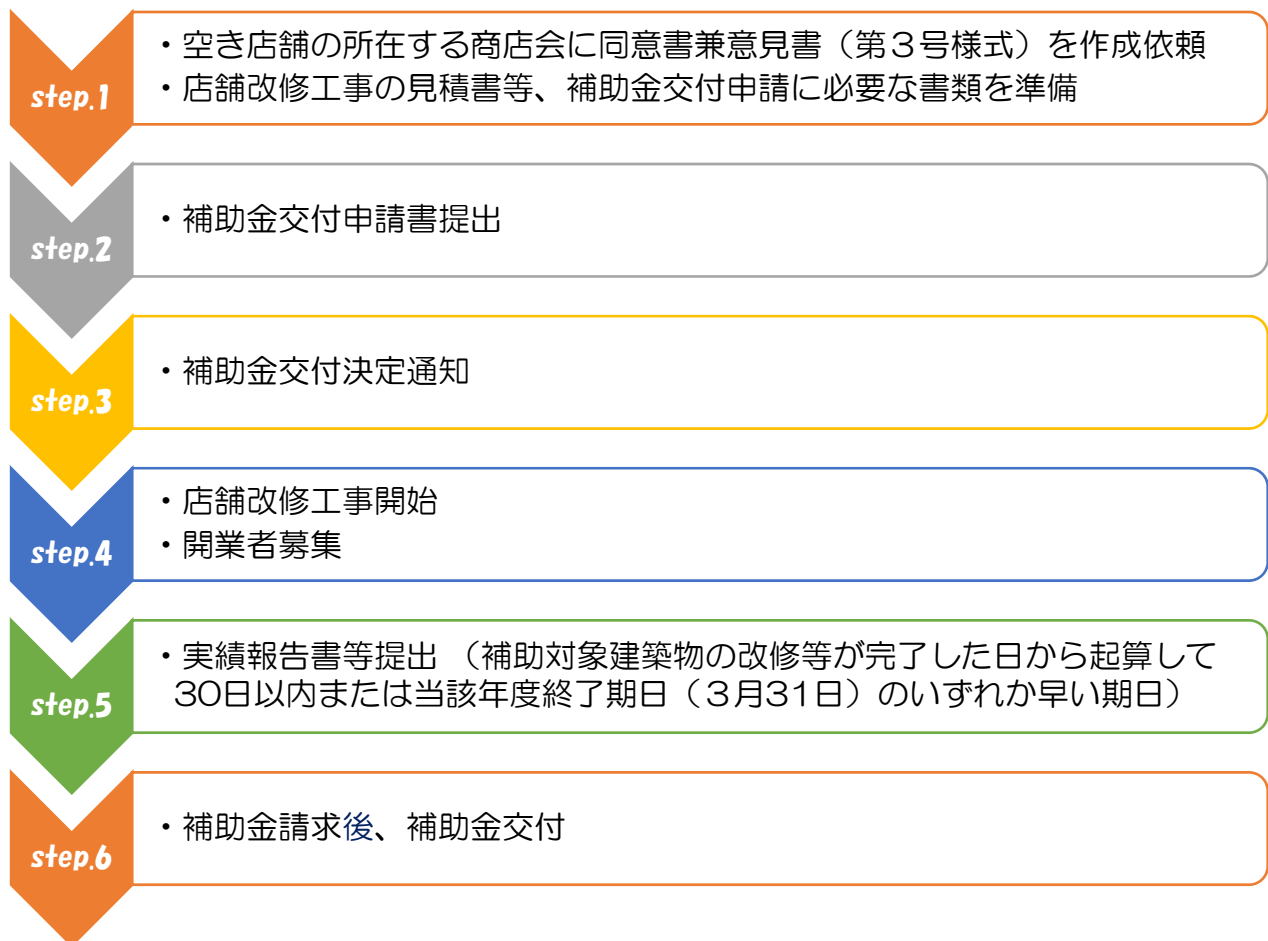
## ✦ 開業者の募集

補助の条件として、改修した店舗に開業者が1年以内に入居することが必要となります。開業者が入居するよう、募集に努めてください。また、開業者の募集にあたっては、次の事項にご注意ください。



- 開業者の募集を開始しない場合、1年未満で開業者の募集を中止・廃止する場合や1年を超えても開業者が入居していない場合など、交付の条件に違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。
- 開業者が、建築物の所有者と同一世帯にある場合や申請事業者の役員等である場合は、開業者とは認められません。

## ✦ 交付申請など事業全体の流れ



## ✦ 交付申請にあたって

### 重要！！

当事業の交付申請にあたっては、お持ちの空き店舗が所在する商店会に「商店街空き店舗改修事業に係る商店会の同意書兼意見書（第3号様式）」を作成していただくことが必要となります。

ご申請の際は、上記同意書兼意見書を空き店舗が所在する商店会にお持ちいただき、作成の依頼をお願いいたします。

次に掲げる書類等を、ご郵送いただくか又は直接ご持参ください。

#### 提出書類

1. 商店街空き店舗改修事業事業者交付申請書（第1号様式）
2. 空き店舗改修概要書（第1号様式の2）
3. 【個人】住民票の写し【事業者】法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
4. 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）
5. 商店街空き店舗改修事業に係る商店会の同意書兼意見書（第3号様式）
6. 誓約書（第4号様式）
7. 補助対象建築物の登記事項証明書
8. 市町村民税納税証明書
9. 【事業者】直近の決算書の写し
10. 補助対象建築物の位置図、平面図、付近見取図及び改修前の写真（3～4枚程度）
11. 補助対象建築物改修費等見積書等経費の内訳がわかる書類
12. 補助対象建築物改修等の契約書（案）等の写し
13. その他市長が必要と認める書類



#### 横浜市経済局商業振興課

その他当事業の詳細は、下記ホームページ及び交付要綱をご確認ください。

商店街空き店舗改修事業



## 横浜市商店街空き店舗改修事業補助金ホームページ

**URL**

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/syouten/akitenpokaisyu.html>

#### 問合せ・連絡先 及び 提出先

〒231-0016

横浜市中区真砂町2-22 横浜市経済局商業振興課（関内中央ビル5F）

TEL 045-671-2591 FAX 045-664-9533

E-mail ke-syogyo@city.yokohama.jp